

令和4年 第4回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

開催日時 令和4年4月5日 午前9時50分～午前11時35分

開催場所 安中市役所第201会議室

出席者	1番 宮口 太郎	2番 芝崎 篤子	3番 井上 豊
(暫定議席)	4番 田中 正明	5番 丸山 征二	6番 橋本 一男
	7番 眞砂 幸光	8番 武井 洋一	9番 伏田 再子
	10番 山田 茂	11番 金井 亮	12番 戸塚 勉
	13番 森泉壽義雄	14番 中山 範雄	15番 宇佐美幸雄
	16番 竹内 佳重	17番 神宮 俊夫	

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
(本議席)	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

議事参与 産業環境部長 大竹将夫 農林課長 小野恭義 農林振興係長 茂木浩之
農業振興係 廣上陽彦
農業委員会事務局長 山田幸則 庶務兼農業振興係長 新井雅彦
農地係長 新部俊之
書記 事務局

日程第1 仮議席の指定について
日程第2 選挙会会議録署名人の指名について
日程第3 選挙第1号 会長の互選について
日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の互選について
日程第5 議席の決定について
日程第6 議事録署名人の指名について
日程第7 議案第1号 安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
日程第8 その他

農林課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めさせていただきます

す。私は、この4月から農林課課長を拝命いたしました小野と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

本日は、農業委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、市長において招集させていただきました。

開会に当たり産業環境部長からご挨拶を申し上げます。

産業環境 （産業環境部長挨拶）

農林課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、大変恐縮でございますが、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、席番号1番の委員さんから順次お願いいたします。

委 員 （自己紹介）

農林課長 ありがとうございます。

ここで職員の紹介をさせていただきます。

職 員 （自己紹介）

農林課長 それでは、会長が選出されるまでの間、会議の招集者であります市長に代わりまして産業環境部長が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議 長 よろしくお願ひします。それでは、新しい会長が決定するまで議長を務めさせていただけます。

（部長）

ただいまの出席委員は17名でございます。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による総会開催定足数を満たしておりますので、会議は成立をしております。

ただいまから、令和4年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1、仮議席の指定についてですが、私から指定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 異議なしと認めます。

（部長） よって、先ほど受付で「くじ」を引いていただいた順番でご着席願っておりますが、その席順をもってただいまの仮議席とさせていただきます。

次に、日程第2、選挙会会議録署名人の指名についてお諮りいたします。

会長の互選及び会長職務代理者の互選に関する選挙会の会議録署名人でございます

ますが、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。

(部長) よって、議席番号1番、宮口太郎委員、17番、神宮俊夫委員の両君を指名したいと思います。

次に、日程第3、選挙第1号、会長の互選についてを議題といたします。

ただいまから互選のための選挙会を開きますが、選挙長に議長である私が当たることといたしたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

選挙長 異議なしと認めます。

(部長) よって、そのように取り計らわせていただきます。

選挙会開催通知につきましては、本日の総会開催通知に同封し、あらかじめ配付させていただいております。

ただいまの出席委員は17名であります。よって、安中市農業委員会選挙規程第4条の規定による出席委員の定足数を満たしておりますので、選挙会は成立いたしました。

初めに、安中市農業委員会選挙規程第6条による選挙管理人を定めたいと思います。私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

選挙長 異議なしと認めます。それでは、選挙管理人に農林課長を指名いたします。

(部長) それでは、会長の互選について事務局から説明をお願い申し上げます。

農林課長 選挙第1号、会長の互選について。

農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、安中市農業委員会長の互選を願いたい。

令和4年4月5日提出、安中市長茂木英子。

補足でありますけれども、農業委員会等に関する法律第5条の規定で、「農業委員会に会長を置く。会長は、委員が互選した者をもって充てる」としてあります。

互選につきましては、安中市農業委員会選挙規程に基づき執り行いますが、投票による選挙による方法、または指名推選の方法がございます。

投票による選挙の場合は、安中市農業委員会選挙規程第7条から第14条によりまして立候補制とし、委員1人につき1票、単記無記名により投票を行い、

有効投票の最多数を得た者を当選人とし、得票数が同数の場合は、抽選により決定するという方法でございます。また、指名推選の場合は、安中市農業委員会選挙規程第15条によりまして、この選出方法を選択することについて、委員の中に異議のない場合に実施されます。併せて、指名された者が委員全員の同意があった場合に当選人となります。また、推選される候補者が複数の場合は、全員の同意とならないため、「投票による選挙」に移行いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

選挙長 (部長) ただいま事務局から会長の選出方法について説明がございましたが、どの方法で行ったらよいのか、皆様のご意見をお願いいたします。

5番委員、お願いします。

5番委員 指名推選方法でお願いします。

選挙長 (部長) 6番委員、お願いします。

(部長)

6番委員 同じく推選で。

選挙長 (部長) 会長の互選方法について指名推選という意見が出ましたが、指名推選については、先ほどの説明にありましたように、指名推選の方法を採用することについて委員全員の同意が必要でございます。

お諮りいたします。会長の互選について指名推選による方法を採用することに同意する諸君の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

選挙長 挙手多数でございます。

(部長) 全員の同意が得られませんので、投票による選挙を行いたいと思います。

それでは、立候補による選挙を行います。

それでは、立候補される委員はその場で挙手をしてください。

委員 (立候補者挙手)

選挙長 5番委員と16番委員。

(部長) 推薦はございますか。

6番委員。

6番委員 松井田の橋本です。推薦者ですが、前会長を1期3年間務められまして、経験と実績、実行力のある竹内佳重さんをぜひ会長に推薦したい。よろしくお願ひします。

選挙長 ありがとうございます。

(部長) はい、15番委員。

15番委員 丸山委員を推薦いたします。若い力でひとつ頑張っていたきたいと思います。
選挙長 推薦もございました。立候補もございました。そうしますと、丸山さん、竹内
(部長) さんということで立候補及び推薦がございますので、それによって選挙を行いたいと思います。

会長選出の投票に立候補された方1人の氏名を記載するということをお願いをしたいと思います。候補者以外の委員への投票や複数名の記載は無効といたします。

ただいまより会長選挙の投票を開始いたします。準備が出来次第開始しますので、もうしばらくお待ちください。

今、投票用紙を配りながら投票箱の中の空を確認をさせていただいていますので、併せてご確認をいただければと思います。

(投票用紙配付・各委員に投票箱の中を確認してもらう)

選挙長 お手元のほうに投票用紙1枚が届いておりますでしょうか。

(部長) それと、投票箱のほうはこれで空の確認をしていただいたということで閉じさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

投票の方法は、安中市農業委員会選挙規程第10条の規定により、投票は委員1人につき1票とし、単記無記名により行っていただきます。選挙管理人は投票用紙を今配付をいたしましたので、ご記入のほうをお願いをしたいと思います。

7番委員 ちょっとよろしいでしょうか。座ったままですみません。会長立候補者が2名いらっしゃるのですけれども、所信表明といたしますか決意表明といたしますか、我々、正直なところ今日初めてお会いした方々ですので、どんな方で、例えば今自分はどんなことをやっているのかというようなことも含めて、1分ぐらいで結構ですから、お話をさせていただければ判断がしやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

選挙長 そうすれば、意見もございましたので、丸山委員のほうからお願いしたいと思います。
(部長)

5番委員 スピーチする時間をいただきましてありがとうございます。私は、農業委員を今回で4期目になります。キャリアは長いですが、システム、制度が変わったときに1度、任期が空きましたが、前回からまた再度させていただきました。仕事柄、県の役職を幾つか持ってございまして、県の農政部ですとか農水省の食

糧庁ですとか、そういうところとも直接のパイプもありますので、安中市の農業委員会の発展、ひいては安中市農業の振興、発展に寄与すべく、この3年間邁進したいと考えておりますので、ぜひ皆さん、ご協力をよろしく願いいたします。

選挙長 続きます、竹内委員。

(部長)

16番委員 ただいまご紹介ありました竹内でございます。前回一応会長ということで3年間させていただきました。それからまた、いろんな県のほうの行事もかなりこなしてきております。その中で、安中市がいかにして今耕作放棄地を解消するために皆さんのご協力が必要になってきている、こういうふうに思っています。そんな中で、やっぱりどうしても今やらなければならない、今コロナ禍で本当に大変なのは、今集約して、1人の農業者だけではなくて、全体を見るような形でまとめていって、それを全体の皆さんでこれからやっていくような農業をやっていきたいなど、こういうふうに思っていますので、今後ともよろしく願いします。

選挙長 ありがとうございます。

(部長)

それでは、これで記名のほうをお願いしたいと思います。

そうしましたら、書き終わった方から、すみません、ここにございます投票箱に入れていただくということでよろしいでしょうか。

委員 (はい)

選挙長 お願いいたします。

(部長)

委員 (投票)

選挙長 ありがとうございます。

(部長)

投票漏れはございませんか。

委員 (なし)

選挙長 なければ、これで投票を終了させていただきます。

(部長)

ただいまから開票を行いたいと思います。

お諮りいたします。安中市農業委員会選挙規程第12条の規定による開票立会人2名を私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

選挙長 異議なしと認めます。

(部長) それでは、開票立会人に議席番号2番、芝崎篤子委員、議席番号15番、宇佐美幸雄委員、両君の指名をいたします。よろしく申し上げます。それでは、開票立会人は立会いをお願いいたしたいと思います。

(開 票)

選挙長 開票が終わりましたので、開票の結果をご報告をさせていただきます。

(部長) 投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

竹内委員 8票

丸山委員 9票

以上の結果、丸山委員が最多得票を得ましたので、安中市農業委員会選挙規程第14条の規定により、当選人と決定いたしました。

安中市農業委員会選挙規程第16条の規定により、本席にて当選されましたことを告知いたします。

それでは、新しい会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

新会長 (会長就任挨拶)

選挙長 ありがとうございます。

(部長) 会長が決定しましたので、私の任務はこれで終わりにさせていただきます。ここで退席させていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

会長は、こちらの席で後の議事のほうをお願いいたします。

(産業環境部長退席)

新議長 それでは、しばし議長を務めさせていただきます。

議事進行打合せのため、暫時休憩をお願いいたします。

(休憩午前10:20)

(暫時休憩)

(再開午前10:30)

議 長 会議を再開いたします。

局 長 会長が選任されました。農業委員会等に関する法律第5条、第27条及び安中市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議事を進めることになっております。

したがって、議長を丸山会長をお願いいたします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきますが、よろしく願いいたします。
日程第4、選挙第2号、会長職務代理者の互選についてを議題といたします。
互選のための選挙会の選挙長ですが、議長である私が当たることとしたいが、
これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしということですので、そのように取り計らわせていただきます。
選挙会開催通知につきましては、本日の開催通知に同封し、予め配付させてい
ただいております。

ただいまの出席委員は17名であります。よって、安中市農業委員会選挙規程
第4条の規定による出席委員の定足数を満たしていますので、選挙会は成立い
たします。

初めに、安中市農業委員会選挙規程第6条による選挙管理人を決めたいと思
います。私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。それでは、選挙管理人に山田農業委員会事務局長を指名
いたします。

それでは、会長職務代理の互選について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 選挙第2号、会長職務代理者の互選について。

農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、安中市農業委員会会長職務代
理者の互選を願いたい。

令和4年4月5日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

補足であります。農業委員会等に関する法律第5条の規定で、農業委員会に
会長を置くとし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者が
その職務を代理すると定められております。

会長職務代理の互選の方法については、会長の互選と同様に、安中市農業委員
会選挙規程に基づき執り行います。

互選の方法については、投票による選挙による方法、または指名推選の方法が
ございます。

細部の説明につきましては、会長の互選での説明で代えさせていただきます。
よろしく願いいたします。

選挙長 (議長) ただいま事務局から会長職務代理者の選出方法について説明がありましたが、
どの方法で執り行ったらよいか、皆様の意見をお願いいたします。

10番委員。

10番委員 指名推選がいいと思います。

議長 ほかにご意見ありますか。

委員 (なし)

議長 会長職務代理の互選方法については指名推選という意見が出ましたが、指名推選方法については、先ほどの説明にありましたように指名推選の方法を採用することについて委員全員の同意が必要でございます。

それでは、お諮りいたします。会長職務代理の互選について、指名推選による選挙の方法を採用することに同意する諸君の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。

よって、会長職務代理者の互選は指名推選により選出することと決定いたしました。

それでは、ただいまより指名推選に入ります。

早速ですが、どなたを指名したらよいか案をいただきたいと思います。

10番委員。

10番委員 宇佐美幸雄さんを推薦します。

議長 ほかに推薦者はいらっしゃいますか。

15番。

15番委員 竹内佳重委員を推薦いたします。

議長 ほかに推薦をする方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 ただいま2人指名が出ましたので、指名推選ではなくて選挙になります。

3番委員 ただいま推薦された2人のお名前を、もう一度大きい声ではっきりとお願いします。

議長 ただいま推薦された方は、今回の農業委員名簿の下から3番目の宇佐美幸雄委員と、上から3番目の竹内佳重委員です。

では、ただいま指名を受けました2人による投票とさせていただきますと思いますが、これに異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 では、そうさせていただきます。

いいですか。

事務局 それでは、投票用紙をお配りいたしますので、投票箱の中が空であることもご確認をお願いをします。

(投票用紙配付・各委員に投票箱の中を確認してもらう)

議長 ただいまより会長職務代理者選挙の投票を開始します。
投票の方法は、安中市農業委員会選挙規程第10号の規定により、投票委員は1人について1票とし、単記無記名により行っていただきます。
配付漏れございませんか。

委員 (なし)

議長 それでは、投票箱に何も入っていないことを確認していただいで。

委員 しました。

議長 しましたね。それでは、順次投票をお願いします。

委員 (投票)

議長 投票漏れはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ投票を終了いたします。

ただいまから開票を行いたいと思います。

お諮りいたします。安中市農業委員会選挙規程第12条の規定による開票立会人2名を私から指名したいと思いますが、異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。

それでは、開票立会人に議席番号3番、井上豊委員、議席番号14番、中山範雄委員の両君を指名いたします。開票立会人は立会いをお願いします。

(開票)

議長 開票が終わりましたので、開票結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

宇佐美委員 9票

竹内委員 7票

以上の結果、宇佐美委員が最多得票を得ましたので、安中市農業委員会選挙規程第14条の規定により、当選人と決定いたしました。

安中市農業委員会選挙規程第16条の規定により、本席にて当選されましたことを告知いたします。

それでは、新しい職務代理に就任のご挨拶をお願いいたします。

新職務代理 投票いただきましてありがとうございます。若輩者で何も分からないですけれども、頑張りますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

議長 以上をもちまして選挙会を終了いたします。
農林課の職員の皆さんが退席されます。

時に 午前10時45分

(この後、議案審議を行い、午前11時35分に閉会となりました。)

以上、会長互選及び会長職務代理者の選挙会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年4月5日

選挙第1号選挙長
(安中市産業環境部長)

選挙第2号選挙長
(安中市農業委員会会長)

暫定議席 1番

暫定議席 17番

議長 次に、日程第5、議席の決定についてを議題といたします。ただいまの議席につきましては、暫定的な仮議席となっております。

議席については、申合せにより、末番を会長、1番を会長職務代理とすることになっておりますので、2番から16番までを決定いたします。議席の位置は仮議席のとおり左回りいたします。

議席を定める方法は、安中市農業委員会総会会議規則第5条の規定で会長において定めることとなっておりますが、事務局で案を用意いたしましたので、皆様に承認いただき、決定させていただきたいと思っております。案を事務局から説明いたします。

事務局 (案について説明)

議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま事務局の説明のとおり議席を決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。議席は決定いたしました。

事務局に発表させますので、決定した議席に移動をお願いいたします。

(事務局：議席番号の朗読)

(委員：議席へ移動)

議長 次に、日程第6、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名については、安中市農業委員会会議規則第23条の規定により会長において指名いたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、1番宇佐美委員・16番伏田委員の両君を指名いたします。

書記に事務局職員を任命いたします。

次に、日程第7、議案第1号、安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを事務局より説明させます。

事務局 議案第1号、安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について。

安中市長茂木英子から、安中市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦依頼がありましたので推薦願いたい。

令和4年4月5日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

推薦委員につきましては14名、任期は市長の委嘱をした日から令和6年3月31日までとなります。

補足説明をさせていただきます。安中市農業振興地域整備促進協議会でございますが、農林課が事務局となっております、年2回開かれる協議会となっております。主な仕事でございますが、農業振興地域、農振、青地、白地という話をよく聞かれると思いますが、その農振の青地を除外して白地にするということでございます。農業委員会総会における多くの案件につきましては、農振の青地となっております、除外をして白地としてからでない原則転用はできないこととなっておりますので、農地の転用における事前作業ということになります。4月末日締切りで6月開催、それと10月末日締切りで12月開催、年2回開催される協議会におきまして農用地利用計画などについての地区委任としての意見や協議をしていただく会議となります。今回、農業委員さんが17名いらっしゃいますが、各地区各行政区から1名ずつの計14名をお願いしたいとの依頼が農林課から来ております。各地区1名となりますと、大部分の委員さんになっていただくこととなりますが、2名おられる地区もございます。複数となっている地区は、東横野、後閑、細野の各地区でございますが、このうち3地区につきましては、委員さんが2名おられますので、どちらかお一人を決めていただければと思います。そのほかの地区につきましては、お一人ですので、そのままご推薦ということでお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、補足の補足ですが、2名いらっしゃる各地区、1名の方に今回農業振興地域整備促進協議会の委員になっていただくのですけれども、もう一人の方につきましては、その後、日程8のその他のところでまた改めて説明させていただきますが、農業者年金加入推進部長という役職がございます。そちらが3名ございますので、今回ご出席の17名の委員さん、必ずどれか1つ役についていただく形となりますので、そちらご承知ください。よろしくようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。議案第2号については各地区からの推薦ということですので、暫時休憩し、地区ごとに話し合い、推薦を取りまとめることといたしますので、事務局に報告をしてください。
暫時休憩いたします。

(休憩午前11:00)

(暫時休憩)

(再開午前11:03)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局から報告します。

事務局 (事務局報告)

議 長 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、報告のとおり推薦することを決定いたしました。

次に、日程第8、その他についてであります。事務局からお願いします。

事務局 ①農業者年金加入推進部長の推薦について

②議事録署名人について

③審査班編成について

④今後の予定について

⑤農業振興研究会・親睦会・互助会について

⑥配布物について

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、審査班の班長・副班長を決めるため、暫時休憩といたします。

なお、班長・副班長が決まりましたら事務局まで報告してください。

休憩です。

(休憩午前11:25)

(暫時休憩)

(再開午前11:30)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

審査班の班長・副班長について事務局より発表します。

事務局 (事務局説明)

議 長 以上の班長、副班長さん、よろしく申し上げます。

本来ならここで終わりなのですが、先ほど事務局から、コロナ禍で事前確認は人数を最小限に絞って現状行っておるのですが、今回新人の委員の方がたくさん任命されていらっしゃると思いますので、その方々の研修を兼ねて、新人の方には事前調査に参加していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

初めてやっている方は、事前調査とかで皆さんの意見を先輩委員の意見を聞く

ことというのが非常に大事になって、自分の判断基準の基ができてくると思いますので、そうでないとなかなか最初は判断に迷うと思うので。

6番委員 議長に賛成。

議長 今、異議なしという声がありましたので、次回の現地調査におきましては、会長、会長職務代理と新人委員の皆さんで執り行いたいと思います。事務局から連絡が行きますので、日にちは先ほど係長が発表した日程になります。

事務局 令和4年度予定によりますと、現地事前調査の日程が4月は20日の水曜日になります。1時半です。また、こちらにつきましては、資料と一緒に農地係のほうからご案内を発送させていただきますので、そちらでも確認をしていただければと思います。

議長 改めて通知させていただきますが、4月20日、新人委員の皆さんは1時半に、電話連絡になりますが、新人委員の皆さんはこの日は予定を開けておいていただいて、都合のつかない方は事務局のほうに連絡をしてください。来月、農業会議のほうから来て、農業委員の説明がありますので、それも併せてお願いいたします。

6番。

6番委員 現地審査のときのいでたちを、取りあえず帽子とこれ腕章と、あとは一張羅でなくてもいいのですか。

事務局 現地調査のときは、結構やぶみたいなところはなるべく入っていかないのですが、場合によって雨が降ったりすると足元がぬかるんでいたりしますので、できれば長靴みたいなのがいいのかな。あとは、汚れても差し支えないような、ちょっと作業服みたいなのを着ていただければいいかなというところで。あとは、名札と身分証をお配りしているのですが、そちらのほうは必ず携行していただくようお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。帽子もです。帽子もお配りしていますので。

議長 何か質問。

8番。

8番委員 現地調査のときのその先生というか、その方は。

議長 先生。

8番委員 この申請についてはこういう判断があるのですよとか、こういうところはどうのこうのという。

議長 事務局。

事務局 現地調査するのは申請案件のうち1,000平米以上、また特に問題があるのかなと思われる案件になります。こちらのほうは、現地のほうで詳細な説明を農地系のほうでいたしますので、それを聞いていただいた上で皆さんでちょっと検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

あと、申請がそれぞれの地区、旧行政区のほうの地区にそれぞれ申請のほうが出てまいります。そうしますと各地区の委員さんにつきましては、その自分の担当の地区の申請の案件については、ちょっと現地のほう必ず確認をしていただきまして、問題があるようなところであれば総会の際に報告をしていただく。なければ、特に問題がないという旨を総会の際に一言話をしていただくようお願いしたいと思います。

また、総会の際の発言例みたいなのがあるのですが、発言例です。そちらのほうをまた改めて、資料の中のほうと一緒に揃っているのですが、総会時の発言例ということで、こちらのほうを参考にしながらちょっと発言をしていただければと思います。

あとは、地区の中の2名の委員さんいる地区もございます。こちらのほうはどちらの委員さんがどの案件を見るかというのをちょっと事前に打合せをしていただいて、地区の割り振りでも構いません。そちらのほうで現地の見残しがないようにお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 ほかになにかご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

委員 (なし)

事務局 すみません、その他のところでちょっと触れさせていただいたのですが、農業振興研究会の会費、こちらは視察研修の際に使わせていただくためというように形で、視察研修積み立て的な性格の大きなものなのですが、実質的に昨年、一昨年というように形で実施できていないような状況です。研修です。研修視察。一応今現在は4,000円徴収させていただくような形で計画としては進めているのですが、こちらについて皆様のほうで研修視察ができるようになるまでは、取らなくてもいいのではないのか。もしそういったような意見もございましたら、皆様の意見を参考にさせていただきながら今後の徴収計画のほうを考えていきたいというふうに思っているのですが、皆様のほうはいかがでしょう。この4,000円の視察研修費、毎月積み立てていくというのが厳しいかどうか。

議長 6番。

6番委員 原案どおりで結構です。

議長 では、今までどおり積み立てておくと。余ったら前回みたいに返すという方法でやらせていただきたいと思います。

以上で本日の総会審議は全て終了いたしました。

これにて第4回総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

時に午前11時35分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年4月5日

安中市農業委員会会長

1番委員

16番委員